各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社 代表者名 代表執行役 十時 裕樹 (コード番号 6758 東証 プライム) 問合せ先 I R グループ (TEL03-6748-2111(代表))

譲渡制限付株式ユニット(RSU)の権利確定に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2022 年度より譲渡制限付株式ユニット(以下、「RSU」という。)による事後交付型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しておりますが、本日、過去に付与した RSU の一部の権利確定に伴い、取締役会決議による委任に基づき、当社代表執行役が自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決定しましたので、お知らせします。

1. 自己株式処分の概要

① 金銭債権の現物出資により行われる本自己株式処分

© MANUE - STANDA TOTAL OF LEGAL OCA						
(1)	払 込 期 日	2025年12月1日				
	処分する株式	当社普通株式 4,863,087株(ただし、本処分株式数は、払込期日まで				
(2)	の種類及び数	に、割当予定者の死亡等の当社の RSU に関する社内規則に定められた理由				
		により減少する可能性があります。)				
(3)	処 分 価 額	1株につき 4,669円				
(4)	処分価額の総額	22, 705, 753, 203 円				
(5)	割 当 予 定 先	プランB 当社の関係会社 (「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 第8条第3項に定める子会社及び同条第5項に定める関連会社をいう(以下同じ。)。)の取締役 1名 515株当社の関係会社の従業員 3名 1,545株 プランC 当社の執行役 2名 39,667株 当社の従業員 474名 277,393株 当社の関係会社の取締役及びその他の役員 59名 339,324株当社の関係会社の従業員 3,195名 4,204,643株				

② 金銭の払込みにより行われる本自己株式処分

(1)	払 込 期 間	2025年12月1日から2025年12月15日まで
	処分する株式	当社普通株式 16,268株(ただし、本処分株式数は、払込期間までに、
(2)	の種類及び数	割当予定者の死亡等の当社の RSU に関する社内規則に定められた理由によ
		り減少する可能性があります。)
(3)	処 分 価 額	1株につき 4,669円
(4)	処分価額の総額	75, 955, 292 円

(5) 割 当 予 定 先

プランC

当社の関係会社の従業員 74名 16,268株

2. 自己株式処分の目的及び理由

当社は、2022年度より本制度を導入しています。

本制度は、ソニーグループの業績と本制度の対象者(以下、「対象者」という。)の受ける利益を連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以てソニーグループの業績を向上させることを目的として導入したものです。

<本制度の概要>

①本制度の対象者

当社の取締役(社外取締役を含む。)、執行役及び従業員ならびに当社子会社の取締役(社外取締役を含む。)その他の役員及び従業員

※ RSU 付与時点の地位であり、権利確定時の地位はこれとは異なる可能性があります。

②RSU の概要

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数の RSU を事前に支給し、下記③の方法により権利確定した場合、当該ユニット数と同数(以下、「RSU 交付株式数」という。)の当社の普通株式(以下、「当社普通株式」という。)を交付するものです。

③RSU の権利確定

権利確定の方法により、プラン A、プラン B、プラン C、プラン D、プラン E 及びプラン F を定めており、原則として以下に記載する方法によって、RSU が権利確定するものとします。

プランA:付与日から9年後に全てのRSUが権利確定します。

プランB:付与日から3年後に全てのRSUが権利確定します。

プラン C: 付与日から 3 年間にわたり、1 年を経過する毎に付与した RSU のうち 3 分の 1 が権利確定します。

プランD:対象者が、当社又は当社の関係会社(当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。)の 取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合に全ての RSU が権 利確定します。

プランE:原則として、対象者が、当社の上級役員としての地位を喪失した場合に全てのRSUが権利確定します。

プランF: 付与日から1年後に全てのRSU が権利確定します。

本自己株式処分に係る RSU に適用されるプランの詳細は以下のとおりです。

プラン	内容	該当回号
プランB	RSUの付与日から3年後の応当日が属する月の翌月1日(ただし、当社の	第1回RSU
	休業日に当たるときは、その翌営業日)までの間、対象者が継続して当社	(2022年
	グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地	11月25日
	位にある場合、当該応当日が属する月の翌月1日(ただし、当社の休業日	付与)
	に当たるときは、その翌営業日)において、対象者が保有しているRSU全	
	てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その	
	他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グ	
	ループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位を	
	も喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象	
	者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に	

応じて決定されるユニット数について権利確定します。ただし、当社の報酬委員会、代表執行役又は人事を担当する上級役員(調整について決定する機関又は個人は、当社のRSUに関する社内規則に基づき、地位喪失の理由に応じて定まります。)は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

プランC

RSUの付与日から次のa乃至cに掲げる日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該a乃至cに掲げる日(ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日)において、順次、当該区分に掲げる数(ただし、a及びbにおいて1未満の数が生じた場合は、これを切り捨てます。)のRSUについて権利確定します。

<権利確定日>

<権利確定するユニット数>

- a) 付与日の1年後の応当日が 付与したユニット数に3分の1を 属する月の翌月1日 乗じた数
- b) 付与日の2年後の応当日が 付与したユニット数に3分の1を 属する月の翌月1日 乗じた数
- c) 付与日の3年後の応当日が 付与したユニット数から、上記 a 属する月の翌月1日 及びbの数を差し引いた数

ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。ただし、当社の報酬委員会、代表執行役又は人事を担当する上級役員(調整について決定する機関又は個人は、当社のRSUに関する社内規則に基づき、地位喪失の理由に応じて定まります。)は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、RSU交付株式数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

第 2 回RSU (2022 年 11 月 25 日 付与) 第 6 回RSU (2023 年 11 月 27 日 付与) 第12回RSU (2024 年 11 月 25 日 付与)

④当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権(なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。)の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU 交付株式数の当社普通株式を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、RSU 交付株式数の当社普通株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該RSU 交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、当社普通株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、 その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社普通株式の交付に 代えることができるものとします。

⑤RSU の消滅事由

権利確定日までに、(i)対象者が RSU を放棄した場合、(ii)対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、(iii)対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iv)対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、(v)その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定の RSU の全部が消滅します。

⑥組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

本自己株式処分は、第 1 回 RSU、第 2 回 RSU、第 6 回 RSU 及び第 12 回 RSU の一部が 2025 年 12 月 1 日に権利 確定することに伴い、取締役会決議による委任に基づき、2025 年 11 月 14 日付の当社代表執行役の決定により 行うものです。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分のうち上記1①に定めるものは、本制度に基づき、当社グループ会社が対象者へ支給する金銭報酬債権(なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の取締役、その他の役員及び従業員に対する債務について併存的債務引受けをします。)を出資財産として、現物出資させることにより行われるものです。

本自己株式処分のうち上記1②に定めるものは、本制度に基づき、当社の関係会社が対象者へ支給する金銭を、 当該対象者をして、当社に払い込ませることにより行われるものです。

本自己株式処分の処分価額は、2025 年 11 月 13 日 (本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の前営業日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 4,669 円としています。これは、本自己株式処分に係る当社代表執行役の決定日の直前の市場株価であることから合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えています。

以上